

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年12月まで  
② 平成5年2月

平成3年4月ごろ、母が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は滞ることなく、母が市役所か金融機関で納めていたのに未納期間があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間であり、前後の国民年金保険料が過年度納付されている上、申立期間②後の国民年金の加入期間に未納は無いことから、申立人の母が申立人に係る申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、平成3年4月ごろに母が市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は6年7月以降に払い出されていることが確認でき、同時期において4年5月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人のオンライン記録によると、平成5年1月、同年3月及び同年4月の保険料は、時効が成立する直前の7年2月、同年4月及び同年5月に順次、過年度納付されていることから、納付開始時点において4年12月以前である申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であったと推認され、申立人の母が申立人に係る申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成5年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年12月まで  
② 平成5年2月

平成3年4月ごろ、母が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は滞ることなく、母が市役所か金融機関で納めていたのに未納期間があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間であり、前後の国民年金保険料が過年度納付されている上、申立期間②後の国民年金の加入期間に未納は無いことから、申立人の母が申立人に係る申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、平成3年4月ごろに母が市役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の手帳記号番号は6年7月以降に払い出されていることが確認でき、同時期において4年5月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人のオンライン記録によると、平成5年1月、同年3月及び同年4月の保険料は、時効が成立する直前の7年2月、同年4月及び同年5月に順次、過年度納付されていることから、納付開始時点において4年12月以前である申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であったと推認され、申立人に母が申立人に係る申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成5年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付したのに、社会保険事務所（当時）から資格期間外の納付のため保険料は還付済みであると説明を受けた。しかし、申立期間中、私はほかの年金制度に加入したことは無く、国民年金の資格を喪失したことも無いので、保険料が還付される理由は全く思い当たらない。納付したのに、未加入、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、オンライン記録によると、無資格期間納付の誤検認により、申立人に保険料が還付されている。

しかし、申立期間当時、申立人は国民年金に任意加入中であり、国民年金の資格を喪失したことはないと申述しているところ、申立人がほかの公的年金制度に加入していた形跡は見当たらない上、国外へ転出した事実も無いことから、申立人が資格の喪失手続をする理由は無く、申立期間の保険料について、資格喪失後の無資格期間納付を理由として還付したとする記録は不適切なものと考えざるを得ない。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は昭和44年7月に国民年金に任意加入した以降、還付済みの申立期間を含め60歳に達するまでの保険料をすべて納付している。さらに、申立期間の保険料については、口座振替により納付済みだったことから、当初どおり納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月及び同年8月  
② 昭和55年12月から56年5月まで

私は、昭和56年3月\*日に結婚し、同年6月\*日に入籍するまで実家の母に国民年金保険料を納付してもらっており、入籍した旨を母に告げたとき、「では、保険料の支払いはもういいのだね。」と言われたことを記憶しており、もし納付が遅れていればA町役場（現在は、B市C支所）から連絡があったはずなので、未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は2か月と短期間であり、直前の期間は厚生年金保険から国民年金への切替手続が適正に行われ、国民年金保険料を納付していることから、納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和52年2月21日に国民年金の被保険者資格を喪失し、婚姻後の56年6月\*日に任意で資格を取得したと記載されており、社会保険事務所（当時）及びA町の被保険者名簿の記録と一致していることから、申立期間②は国民年金に未加入の期間であり保険料の納付はできない期間である。

また、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料納付に関与しておらず、納付したとする申立人の母は既に亡くなっているため、納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和50年7月から同年9月までの期間、同年12月から51年1月までの期間及び同年5月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月から同年9月まで  
② 昭和50年12月から51年1月まで  
③ 昭和51年5月から52年3月まで

私は昭和48年10月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同年11月にB市に転居し、国民年金保険料は指定の預金口座から口座振替で支払った。50年8月にC市に転居し保険料は集金の人に納付していたが、51年5月に、海外に転勤するが何年になるか分からないので帰国後未納分は遡及<sup>そきゆう</sup>して納付できるか聞いたところ、できるとの回答であったので、とりあえず52年3月までの保険料を前納した。申立期間①及び②の保険料は支払ったはずであり、未納とされていることは納得できない。また、申立期間③の保険料は平成21年10月16日に還付すると言われたが、33年6か月も放置されていたので、納付期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、任意加入期間の3か月及び2か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は、現年度保険料として納付済みであり、申立人の納付意識の高さがうかがえることから納付されていたと考えるのが自然である。
- 2 申立期間③については、申立人が所持する領収書から昭和51年5月4日に同年5月から52年3月までの保険料が納付されていたことが確認できる上、特殊台帳においても同期間の保険料が納付されていたとする

記載が確認できる。

また、申立期間③は海外居住期間のため、制度上国民年金の被保険者となれない期間であり、保険料の還付手続を行うべきところであるが、特殊台帳を含め行政の記録には当該期間の保険料が還付された形跡はうかがえないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上国民年金の被保険者となれないことを理由として申立期間③の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年3月まで

私は昭和50年12月ごろ、A市の広報紙等を見てA市役所へ行き、国民年金の加入手続きを行い、B銀行C支店で、納付書に現金を添えて定期的に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、同年12月から51年3月までの期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は任意加入当初の4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて第3号被保険者制度が発足する前月の昭和61年3月まで、120か月の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立人が所持する年金手帳には、昭和50年12月1日に任意で資格を取得したことが記載されており、オンライン記録と一致している上、任意で加入しながら、その当初の保険料を未納とすることは不自然である。

さらに、申立人の夫は申立期間当時、D（職種）から継続してE（職種）として勤務し、経済的に安定していることから、保険料を納付する資力は十分あったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から6年4月まで

私は、平成5年7月から6年4月までの国民年金保険料を夫の保険料と一緒に納付してきた。夫はすべて納付済みとなっているが、私に未納期間があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年7月から同年12月までの期間については、申立人は申立人の夫が退職した4年5月以降、夫婦の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、同年5月から5年6月までの期間は夫婦とも納付済みとなっている上、申立人の夫は同年12月まで現年度で納付済みであることから、申立人の同年7月から同年12月までの保険料も納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、平成6年1月から同年4月までの期間については、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は納付状況等についての記憶が明確ではない。

また、申立期間直後の平成6年5月から7年3月までの保険料を8年6月28日に一括で過年度納付していることから、その時点において6年1月から同年4月までの期間の保険料は時効により納付できなかった事情がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 2408

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から42年3月まで

私が20歳になった昭和41年\*月ごろに、母がA区役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は母が納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人の保険料を納付していた申立人の母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、長期間にわたって保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が20歳になった昭和41年\*月ごろに払い出されたと推認できる上、申立期間は国民年金の加入手続きを行った直後の期間であり、8か月と短期間であることから、申立期間の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月及び同年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月及び同年3月

私は、A区内に居住していたころ、友人に国民年金には少しでも早く加入した方がよいと勧められ、昭和51年2月ごろ、近くにあったA区役所のB出張所に行って国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。それから長年にわたって保険料を納付してきたのに、加入当初の付加保険料を含めた2か月分が未納とされていることは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、昭和51年2月10日に国民年金の資格を任意で取得したことが記載されており、オンライン記録と一致している上、申立期間は任意加入当初の2か月と短期間であり、任意加入直後の申立期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以外に未納は無く、昭和51年4月から57年3月までは付加保険料を含めて納付し、同年4月から61年3月までは付加保険料を含めて前納するなど、納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含め長年にわたりC（職種）をしており、申立期間の保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 2410

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年3月まで

私は、出産後の昭和48年から49年ごろ、A市役所B支所で国民年金の加入手続をし、その後に14か月分をまとめて納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後、60歳に達して国民年金被保険者資格を喪失するまで国民年金保険料の未納は無く、第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続を適切に行うなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間当時、A市C付近には名称は異なるもののA市役所の出張所があり、国民年金の加入手続及び収納事務を取り扱っていたことが確認でき、申立人の主張と一致している上、申立期間直後の昭和49年4月から50年3月までの期間の保険料を同年11月に一括で過年度納付していることを考え合わせると、その時点で納付することが可能な48年10月から49年3月までの保険料も合わせて過年度納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が社会保険事務所（当時）からA市に払い出された日及び前後の任意加入者の加入時期より、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和50年8月ごろと推認でき、当初は強制加入被保険者とされていたため、厚生年金保険被保険者資格を喪失した48年2月までさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認でき、加入手続をした時点で同年6月以前の保険料は、時効により納付することが

できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、申立人が昭和48年2月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

申立期間については、昭和54年9月に特例納付案内書が送られてきて、その後、納付書が送られてきたので、夫が夏に支給されたボーナスでA市BのC銀行で納付してくれた。夫と話し合ってお金を下ろし、一括で納付したのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から国民年金に加入し、結婚後は任意加入に変更して、申立期間を除き国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付し、前納制度も利用しているなど、納付意識の高さが認められる。

また、申立人は申立期間の特例納付案内書を保管しており、申立人が特例納付する意思があったことが推認できる。

さらに、申立内容は申立人の夫の夏のボーナスを保険料納付に充てたなど具体的であり、その主張に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人の夫はD（職種）で経済的に安定し、特例納付できる環境にあり、申立期間も24か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年9月及び同年10月並びに62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月から同年10月まで  
② 昭和62年3月及び同年4月  
③ 昭和63年4月

昭和61年8月から同年10月までの期間と62年3月及び同年4月の国民年金保険料は、自宅に届いた納付書をA市役所B支所に持参して自分で納付し、63年4月は母が納付してくれたので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人は昭和63年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載から、加入手続を行った時点から61年9月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が加入手続を行った昭和63年7月時点で、申立期間①のうち、61年9月及び同年10月並びに申立期間②のうち、62年3月は過年度納付が可能である上、合計で3か月と短期間である。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に行っている上、切替後の期間については納付済みであることから、申立人は当該期間についても同様に国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和61年8月については、申立人の年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の資格取得日が平成3年4月16日に昭和61年9月1日から同年8月26日に記録訂正されたことによって発生

した未納期間であり、それまでは厚生年金保険加入期間として取り扱われていたため、申立人が国民年金に加入した63年7月時点では、保険料を納付することができない期間であり、記録が訂正された時点では、時効により保険料の納付ができない期間である。

また、申立期間②のうち、昭和62年4月については、申立人の年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の資格喪失日が平成3年4月16日に昭和62年4月1日から同年5月1日に記録訂正されたことによって発生した未納期間であり、それまでは厚生年金保険加入期間として取り扱われていたため、申立人が国民年金に加入した63年7月時点では、保険料を納付することができない期間であり、記録が訂正された時点では、時効により保険料の納付ができない期間である。

さらに、申立期間③については、申立人の年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の資格取得日が平成3年4月16日に昭和63年5月1日から同年4月29日に記録訂正されたことによって発生した未納期間であり、それまでは厚生年金保険加入期間として取り扱われていたため、申立人が国民年金に加入した同年7月時点では、保険料を納付することができない期間であり、記録が訂正された時点では、時効により保険料の納付ができない期間である。

加えて、申立期間について、オンラインシステムの氏名検索による縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年9月及び同年10月並びに62年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年11月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで  
② 平成3年11月から4年1月まで

私の国民年金については、昭和46年4月に夫がA区役所B事務所で夫婦二人分の加入手続を行い、以後自分が、夫婦二人分の国民年金保険料をC信用金庫（現在は、D信用金庫）の渉外員に定期積金、国民健康保険料等と一緒に納付していた。同年4月から48年3月までの期間、未納とされていることは納得できない。

また、平成3年11月から4年1月までの期間については、E銀行F支店において口座振替か窓口で納付書により納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上、申立期間前後が納付済みであり、申立期間直後の平成4年2月の国民年金保険料を同年3月に、同年3月の保険料を同年4月にそれぞれ納付期限内に納付しており、いずれの時点も申立期間は現年度納付が可能なことから、申立期間②についても納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は国民年金保険料を信用金庫の渉外員が自宅に定期的に来訪した際に、定期積金、税金等と合わせて納付したと申述している以外、納付時期、納付方法、納付金額等についての記憶が曖昧で、納付状況が不明である上、口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料を納付したことが確からしいという心証を得るまでには至らなかった。

また、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も同じ期間が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年11月から4年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 2414

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月及び3年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月  
② 平成3年2月から同年12月まで

私が退職した後に、母が私の国民年金の加入手続をしてくれて、その後も国民年金保険料をA銀行B支店で納付してくれていたため、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年2月6日にC市に払い出された番号の一つで、申立人の前後の第3号被保険者の該当処理日から、同年5月ごろに加入手続をしたと推認でき、同時点で申立期間①については過年度納付することが可能である上、1か月と短期間であることから、申立人は申立期間①についても、国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間②は国民年金に未加入の期間となっているが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、「平成3年2月20日資格取得、4年1月6日資格喪失」と記載されていることが確認できることから、申立人の資格記録について行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和34年1月7日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月7日から同年6月1日まで

私は、昭和28年4月にA社D支店に入社して以降、平成6年2月に退職するまで一度も職を離れたことはないが、同社E支店から同社C支店へ異動したときの、昭和34年1月7日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。その期間の雇用形態や勤務形態に変わったところは無く、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、上記人事記録及び同僚の証言により、昭和34年1月7日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和34年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 1875

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から同年10月1日まで

私は、A社C工場に昭和36年4月1日に入社し、37年4月から39年3月までD大学大学院に国内留学しており、37年10月1日に所属がC工場から本社人事部付になっているが、申立期間については、C工場に所属しており厚生年金保険料を控除されているので、この期間を被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録票及びC工場社会保険得喪台帳並びにE健康保険組合から提出された健康保険資格証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、人事記録票の記載から、昭和37年10月1日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和37年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に對して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 1876

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成5年12月1日から6年5月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年5月31日まで

私は、ねんきん定期便により、平成5年11月から6年6月の途中までA事業所（B（施設））に勤務した時の標準報酬月額が間違っていることが分かった。当時の厚生年金保険料は標準報酬月額の上限額に基づき控除されていたはずなので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書の写し（申立人が勤務を開始した平成5年11月の給与から厚生年金保険料が控除されていることから、当月控除が確認できる。）により、申立人は、申立期間のうち同年12月1日から6年5月31日までの期間において、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出及び標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年11月1日から12月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が一致することから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

## 千葉厚生年金 事案 1877

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月21日から同年5月15日まで  
昭和52年3月10日から54年1月21日までA社でB(職種)の仕事をしてきた。申立期間は、C社に出向していたが、給与の支払い等はA社において行われていた。

申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる資料があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び退職所得の源泉徴収票の写しにより、申立人は申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間は、C社に出向していたが、給与の支払い等はA社において行われていた。」と供述しているところ、申立人から提出された給与明細書の写しの様式は、申立期間及び申立期間前後も同一様式であることから、申立期間もA社から給与が支払われ、厚生年金保険料が給与から控除されていたと認められる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することになることから申立人の標準報酬月

額については、申立人から提出された給与明細書の控除保険料額に基づく標準報酬月額から、昭和53年3月及び同年4月を16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、元事業主の所在も不明である上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 千葉厚生年金 事案 1878

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和27年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和元年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月17日から27年3月16日まで

私は、昭和24年4月1日から27年3月15日までA社B所C課に勤務したが、厚生年金保険の記録では、A社の資格喪失日が26年8月17日となっている。27年3月15日まで勤務していたことは、会社からもらった解雇通知書でも明らかで、厚生年金保険料は給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社が発行した昭和27年3月15日付けの解雇通知書の写し及び申立人が所持している同年1月1日付けの給与辞令により、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録及びA社から提出された昭和26年2月及び同年8月の職員録において、申立人と同じ係に所属していた元同僚は、「申立人はC課で調達をしており、私も同じ仕事をしていた。」と証言していることから、申立人の勤務形態に変更は無かったことがうかがえる。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年1月1日付けの給与辞令に記載されている給与額から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は、昭和47年4月1日、資格喪失日は、49年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年4月から同年7月までは8万円、同年8月から48年7月までは9万8,000円、同年8月から49年6月までは11万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から49年7月1日まで

私は、昭和40年2月1日にA社に入社し、平成14年6月1日に退職するまで継続して同社に勤務しており、同社C営業所から同社本社に転勤になった昭和47年4月1日から49年7月1日までが厚生年金保険被保険者となっていないことは納得できないので、厚生年金保険被保険者記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された、申立人に係る退職者個人情報及び所属履歴情報並びに雇用保険の記録により、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得届の控により、事業主は申立人のA社に係る資格取得日を昭和47年4月1日、標準報酬月額を8万円として社会保険事務所(当時)に届け出ていることが確認でき、同社から提出された申立期間に係る「厚生年金基金加入員資格取得及び標準給与決定通知書」及び「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」と一致する上、「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」により、資格喪失日を49年7月1日と届け出ていることが確認できることから、事業主は申立人が47年4月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格

を取得し、49年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、D企業年金基金から提出された申立人に関する標準給与月額についての資料により、昭和47年4月から同年7月までは8万円、同年8月から48年7月までは9万8,000円、同年8月から49年6月までは11万円とすることが妥当である。

## 千葉厚生年金 事案 1880

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年12月31日から3年4月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月5日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月3日から64年1月1日まで  
② 平成2年12月31日から5年2月1日まで

私は、昭和63年10月から平成5年1月まで、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、雇用保険の加入記録により、平成5年2月19日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、2年12月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

一方、A社は、オンライン記録により、平成2年12月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、住所地を管轄する法務局の当該事業所に係る商業登記簿によると、当該事業所はその後も法人格を有していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が適用事業所でなくなった約3か月後の平成3年4月5日付けで、申立人の厚生年金保険被保険者の喪失処理が遡及して行われており、申立人の健康保険被保険者証の回収処理も同年5月28日に行われていることが確認できる上、当該事業所における事業主及び取締役3人の標準報酬月額が、申立人の上記喪失処理日

と同じ日に遡及して訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の喪失処理を行った3年4月5日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成2年11月の社会保険事務所の記録から26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成3年4月5日から5年2月1日までの期間については、雇用保険の加入記録から勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料が無い上、申立人は3年12月5日から5年2月2日までの期間についてB市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められるが、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和64年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B市役所が保管する申立人に係る国民健康保険被保険者記録から、申立人は、申立期間①当時、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私には、平成8年4月1日から10年5月31日までB県C市所在のA社で勤務したときの厚生年金保険の加入記録があるが、同年5月分の厚生年金保険料が給与から控除されているのに未加入となっている。同年5月分の給与明細書を提出するので、当該事業所における資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、当該事業所に申立期間を含めて継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっており、申立期間当時の当該事業所におけるD（職種）担当の元取締役は、「厚生年金保険関係事務は、社長が担当していたため、私は、申立人の申立てどおりの資格喪失の届出及び保険料納付が行われたか否かについては分からない。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を平成10年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考

え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事務所における資格取得日に係る記録を昭和22年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年5月は240円、同年6月から同年11月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から同年12月1日まで

私は、昭和17年8月にD区にあったA社に入社以来、56年3月まで継続して38年間勤務した。途中で社名変更や事務所の移転はあったが、一貫して勤務した。厚生年金保険の記録が7か月抜けていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録、申立人から提出のあった退職金計算書及び元同僚の年金加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社E（部門）から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社E（部門）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、「昭和22年5月1日全喪」の下に、「全員転勤」との記載があることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年5月は申立人の同年4月までの標準報酬月額から240円、同年6月から同年11月までは、申立人と同時期に勤務していた元同僚の標準報酬月額の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成14年12月1日、資格喪失日が15年12月1日とされ、当該期間のうち、同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月30日から同年12月1日まで

私は、平成15年11月30日にA社を退職したが、同社が資格喪失日を同年11月30日として届け出たために、同年11月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたのに、厚生年金保険の加入期間が同年10月までとなっている。将来の年金給付に反映されるように記録を訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、平成15年11月分の厚生年金保険料を給与から控除したことを認める意見書及び申立人が所持する同年11月分の給与明細書（同年12月29日支給）により、申立人は申立期間において当該事業所に同年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る給与明細書の保険料控除額及びオンライン記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が平成15年11月30日を資格喪失日として届け出、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 千葉国民年金 事案 2415 (事案 675 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、47年4月から52年6月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から47年3月まで  
② 昭和47年4月から52年6月まで

私が国民年金の資格を取得したのは昭和36年4月1日である。私が被保険者となったところに交付された国民年金手帳記号番号は、A市が54年8月に今の手帳記号番号に替えたために、消えており、それまでに納付した36年4月からの195か月の国民年金保険の記録も消えているので再審議願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月は、昭和54年8月であることが確認できるが、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、A市が申立人の国民年金手帳記号番号を昭和54年8月に現在の手帳記号番号に替えたために36年4月から52年6月までの195か月の保険料が未納とされたと主張しているが、申立人が同市に居住した37年4月から国民年金の加入手続を行ったとする40年を含む42年11月までの期間について、改めて国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが申立人の氏名は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、昭和36年4月から52年6月までの保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されておらず、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、同年4月から52年6月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2416

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年1月まで

私の国民年金の加入手続は、父がA市役所で行い、国民年金保険料は送付されてきた納付書で、母が自宅に集金に来ていた信用金庫職員に納付していたのに、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年2月ごろに申立人の父が国民年金の加入手続をしたと申述しているが、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録」欄には、国民年金に係る記号番号及び資格取得の記載が無い上、オンライン記録により、申立人は同年2月2日に再就職をして厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、申立人の父が同年2月に加入手続をしたとの申述には不自然さがみられる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の父及び母からは具体的な証言を得られないことから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の有無について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することのできない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2417

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から40年12月まで

私は20歳の時、A市に住んでいたが同市では国民年金に加入しなかった。昭和41年4月か5月に母が住んでいるB郡C町（現在は、D市）に転居した後、すぐに母が役場で私の転入手続を行い、その際役場の係員から私が国民年金に未加入であることを指摘されたので、母が私の国民年金の加入手続を行い20歳からの国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和43年2月から同年3月に払い出されていることが確認でき、払出しの時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査の結果、C町において申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与したとする母は既に亡くなっており加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から56年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から56年11月まで

私の年金記録について、ねんきん特別便で昭和54年7月から56年11月までの期間が国民年金に未加入であるとの連絡があったが、これまでの国民年金保険料の未納分については、平成17年に国民年金の任意加入の手続後に納付してきたのに、申立期間が未加入、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまでの国民年金保険料の未納分については、平成17年に国民年金の任意加入の手続後に納付してきたと申述しているが、任意加入制度による納付は、過去の未納期間に対して納付するものではなく、加入後の期間について納付するものであり、オンライン記録によると、申立人は60歳のときに任意加入し、同年12月から20年12月の期間において保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年12月3日に任意加入により払い出されていることが確認でき、申立期間については国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことがかわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2419

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、A市役所で、夫と二人で9万円ぐらいの国民年金保険料を納付し、これで年金額が満額になったことを確認した。それなのに3年間もの未納期間があることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年代に特例納付制度を利用し、47年4月から50年3月までの国民年金保険料の未納期間の解消を図ったと申述しているが、申立人の特殊台帳には、第3回特例納付により36年4月から47年3月までの保険料52万8,000円を55年6月に納付したと記録されており、申立人の夫の特殊台帳には、同じく第3回特例納付により47年4月から49年3月までの保険料9万6,000円を55年6月に納付したと記録されている。

また、申立期間36か月を第3回特例納付で納付する場合、必要となる金額は14万4,000円となり、申立人が主張する納付金額9万円台とは齟齬が見られるなど、保険料の納付時期及び納付金額について具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2420

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

私は、昭和46年4月ごろ、親に勧められてA市役所B支所に行って国民年金に加入し、その際、さかのぼって2年分の国民年金保険料を納付することができるというので納付した。その後の保険料は、市役所から送られてきた納付書で銀行で納付した。44年4月から50年3月までの保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は昭和51年2月から同年3月ごろに行われたことが推認でき、この時点で、申立期間のうち、44年4月から48年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人と申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も未納であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2421

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、国民年金の加入手続をしたときに、特例納付制度のことを聞き、市の窓口で国民年金保険料を納付した記憶がある。保険料の納付時期及び保険料の納付金額は良く覚えていないが豚3頭分ぐらいの金額であったと記憶している。国民年金制度が始まった昭和36年4月にさかのぼって過去の未納期間を解消したはずであり、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったとき、特例納付制度を利用し、36年4月からの国民年金保険料の未納期間の解消を図ったと申述しているが、保険料の納付金額及び納付時期について明確でなく、具体的な納付状況は不明である。

また、申立人の特殊台帳には、第2回特例納付により昭和42年4月から46年3月までの保険料4万3,200円を50年4月23日に納付したことが記録されており、申立人に同記録について説明したところ、申立人は特例納付によって納付した納付時期及び納付金額についておおむね理解を示している。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2422

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 6 月まで

私は、60歳になったときにA市役所の年金係の窓口で、担当者から任意加入手続及び国民年金保険料の納付を勧められ、その場で加入手続及び保険料納付を行ったはずであり、未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳になったときにA市役所の年金係の窓口で国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には60歳になる前日の昭和60年\*月\*日に国民年金の被保険者資格を喪失し、61年7月3日に任意で資格を再取得と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入期間であり保険料を納付できない期間である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について記憶が不鮮明のため、具体的な納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2423

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの期間及び平成14年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年12月から50年3月まで  
② 平成14年6月

申立期間①について、私はA町（現在は、B市）へ転居した昭和50年の秋に、国民健康保険の事務に町役場へ行った際、国民年金の未納分を一括して納付するよう言われたので、夫が役場の窓口で提示された額である15万円から16万円を納付書によらず現金で納付した。また、申立期間②は口座振替で納めていた期間であり、預金通帳にはっきり記録があるので未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、未納分の国民年金保険料を一括で納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月30日に社会保険事務所（当時）からA町に払い出された番号の一つで、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は同年12月ごろに夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、この時点で、申立期間①のうち48年4月から同年9月までは第2回特例納付及び過年度納付においても納付できない期間である上、申立人の主張以外に納付の事実を示す関連資料及び周辺事情は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人は、申立人の夫名義の預金通帳に平成14年7月1日に「C」という名目で1万3,300円の2口分が口座振替されている記載があることから、保険料を納付したと主張するところ、同記載は同年5月の夫婦二人分の保険料が7月1日（本来の振替日6月30日が日曜日であったため翌日に口座振替されている。）に口座振替されたも

のであり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫は既に亡くなっているため、保険料の具体的な納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から11年2月まで

私は、20歳になりA市役所から国民年金保険料を納付するよう通知が来たが、当時大学生だったため、市役所に納付することができない旨を担当者に伝え、保険料免除の手続をし、それ以降、国民年金の納付書が送付されて来なかったため、免除されたものと思っていた。このときには年金手帳の交付は受けていない。平成9年3月に大学を卒業後、再度加入の案内が来たが2年間専門学校に通っていたため、再度、保険料免除の手続をしたと記憶している。学生時代に手続した免除の記録が反映されていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成5年\*月に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているところ、当時は基礎年金番号制導入以前であり、加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなっているが、オンラインシステムによる氏名検索の結果、A市において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続時に年金手帳を受け取っていないと申述しているが、A市役所では、申立期間当時、国民年金の加入手続をした場合、年金手帳をその場で即日交付していたと回答している。

さらに、保険料の免除が承認されるのは、申請を行った前月からその年度内までとなっていることから、通常、保険料の免除申請は毎年行う必要があるが、申立人は平成5年\*月ごろと9年3月ごろのそれぞれ1回ずつしか手続を行っていないと申述している上、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から50年3月まで

私は、A市役所から未納の通知がはがきで送られて来たので、いつごろかは覚えていないが、A市役所の窓口にて納付手続を行い、過去の未納分の国民年金保険料を一括で納付しているはずであり、申立期間が納付済みとされていないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、昭和42年6月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、その次に被保険者資格を取得したのは50年4月2日（任意加入）と記載されており、申立期間の国民年金の被保険者資格記録の記載は無く、その資格記録とオンライン記録が一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間である。

また、A市において申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料を一括納付した時期、納付金額、納付方法等についての記憶が明確ではなく、申立期間の保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から平成元年 3 月までの期間及び 7 年 7 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月から平成元年 3 月まで  
② 平成 7 年 7 月から同年 11 月まで

私自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与していないが、申立期間①については、大学時代に 20 歳になったとき、母が知人から国民年金の有用性を聞き、私の保険料を納付し始めたというのを聞いたことがあり、申立期間②については、A 事業所を退職後、再度国民年金に加入し、母が保険料を納付していたということを聞いたことがある。申立期間①及び②が未加入の記録とされていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、平成元年 4 月ごろに払い出されていることが推認でき、申立人は、同年 3 月までは昼間の大学生であったと申述していることから、申立期間①は、国民年金の任意加入対象期間となり、国民年金の制度上、任意加入期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立期間①及び②は、未加入期間で保険料を納付することはできない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したと主張する申立人の母も話を聞くことができない状態であることから、当時の国民年金の加入状況、保険料の納

付状況等が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 2427

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から54年9月まで

私は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきた。申立期間の13か月は自宅に来た集金人に納付したのに、未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年9月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入被保険者の加入が共に同年10月15日であることから、申立人が国民年金の加入手続をしたのは同年10月15日と推認できる。

また、申立人は昭和52年6月26日から厚生年金保険第4種の資格を取得し、厚生年金保険加入期間が20年に達した53年9月1日に資格を喪失しており、この後に加入する国民年金は任意加入となることから、申立人が国民年金の加入手続をした時点で申立期間は資格をさかのぼって取得することができないため未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から46年5月まで  
私が20歳になったときから、父が、両親と私の分の国民年金保険料を一括して納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が昭和44年\*月に20歳になったときから、父が家族3人分の国民年金保険料を一括して納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年2月29日にA市に払い出された番号の一つで、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年3月ごろに加入手続を行い、申立人の弟と連番で払い出されたものと推認でき、その時点において申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人が保険料納付を始めた昭和46年6月は、手帳記号番号が連番で払い出された申立人の弟が資格を取得した月と符合し、弟も同年6月から保険料を納付していることから、申立人についても、同年6月から保険料を納付を開始したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、加入手続及び保険料の納付については関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父は既に亡くなっており、加入手続及び納付状況は不明である上、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から61年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から61年3月まで

私は、再就職先が見つからずアルバイト等で何とか生計を立てていた時期、子供もまだ小さく生活に余裕が無い状態だったため、昭和53年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、妻に免除申請を頼んだと記憶している。

ねんきん特別便を受け取り、妻の免除期間と比較して自分の免除期間が短いことが判明したが、この期間は自分も免除申請したにもかかわらず、申立期間について未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除申請を依頼したとするその妻と世帯を別にしていた期間があると申述しているが、別世帯であった正確な期間は不明とのことであり、申立期間当時の住所についても、戸籍附票の保存期間が経過しており、夫婦の当時の居住地が特定できず、申立期間の免除申請手続をした場所等について確認ができない。

また、申立人は免除申請手続の状況や免除承認の通知書が送られてきたかどうかについては、妻に免除申請手続をすべて任せており、現在は書類が手元に何も残っておらず、不明であると述べている上、手続をしたとするその妻も、申立期間における免除申請手続を夫婦どちらがどのようにしたのかについて、記憶が定かではないと述べている。

さらに、申立期間において免除申請手続したことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間当時、免除申請手続を適切に行っていたという心証を得るまでには至らなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月から31年8月16日まで  
② 昭和31年8月20日から同年8月31日まで

私は、昭和29年にA事業所B部の臨時職員公募試験に合格し、同年4月から31年8月31日まで勤務していたはずなのに、厚生年金保険の被保険者期間が同年8月16日から同年8月20日までしかないことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に採用され、同じ業務に就いていた元同僚の証言及びA事業所が提出した人事記録に、昭和31年8月16日にB部C（職種）の臨時職員として採用され、32年3月25日に依願退職と記載されていることから判断すると、申立人は、当該期間において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「原則として、勤務時間が週40時間に満たない臨時職員は厚生年金保険の対象となっておらず、申立人は学生の臨時職員であることから、昭和31年8月に資格取得させたのは何かの間違いか事務処理ミスである。」と回答している。

また、申立人と同じく昭和31年8月16日に資格取得し、同年8月20日に資格喪失している者が8名確認でき、このうち連絡の取れた1名（上記元同僚）は、「私は、申立人と同じく学生アルバイトだった。勤務は1日交代で、仮眠時間を除いた実労働時間は1日5時間くらいであった。はっきり覚えていないが、厚生年金保険は適用されておらず、給料から厚生年金保険料も控除されていなかったはずである。」と証言している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に

申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人が申立期間において、事業主により保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年7月27日から31年10月21日までは、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和29年6月1日から30年7月27日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正の必要はない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から31年10月21日まで

私は、昭和29年6月1日にA社に入社し、34年10月15日まで継続して勤務したのに、申立期間のうち、29年6月1日から30年7月27日までの期間が、A社ではなくB社の記録になっていること、及び同年7月27日から31年10月21日までの期間が、A社における厚生年金の加入期間とされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社に勤務したのは昭和27年ごろであり、29年6月からはA社に勤めた。」と主張している。

しかし、B社から提出された申立人に係る失業保険被保険者離職票により、申立人が昭和29年4月10日に失業保険の資格を取得し、30年5月31日に離職（B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日が同年7月27日となっていることとの関連性は不明。）していることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は昭和30年12月1日に雇用され、34年10月2日に退職していることが確認できる上、健康保険及び厚生年金保険の資格取得は31年10月21日であることが確認でき、オンライン記録と一致するところ、当該事業所は、「雇用から厚生年金保険の資格取得までの間は、試用期間であった。」と回答している。

さらに、申立人は、「昭和 29 年の 4 月に C 高等学校の定時制に入学した。」と供述しているところ、同校の卒業名簿に 34 年 3 月 2 日卒業の記載があり、A 社から提出された上記人事記録の履歴欄に「昭和 34 年 3 月 D 県立 C 高等学校定時制卒業」の記載があることと一致し、同校が E 市に所在することを考え合わせると、申立人は、F 市に所在した B 社を退職後、E 市に転居し、同校の定時制に通学しながら A 社に勤務していたと考えられる。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証において、初めて資格を取得した日は、昭和 31 年 10 月 21 日となっており、A 社での被保険者台帳記号番号及び被保険者資格取得年月日と一致する。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として A 社により給与から保険料を控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 30 年 7 月 27 日から 31 年 10 月 21 日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 29 年 6 月 1 日から 30 年 7 月 27 日までの期間については、オンライン記録のとおり、B 社において厚生年金保険に加入していたと認められることから、厚生年金保険被保険者記録の訂正の必要は無い。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月25日から23年9月1日まで  
私は、昭和23年4月から同年8月までA社に勤務したが、そのうち同年5月25日以降の年金記録がないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和23年5月25日以降も勤務した。」と主張している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に勤務していた複数の元同僚に聴取しても、具体的な証言を得ることはできず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社の当時の事業主は所在不明であることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 1887

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月19日から同年7月22日まで  
② 昭和24年1月6日から同年6月29日まで

昭和23年4月19日から34年11月10日までA社B工場で働いていた。入社してすぐに厚生年金保険に加入していたと思っていたので、申立期間に係る記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和23年3月に専門学校を卒業し、同年4月に先輩の紹介でA社に入社した。」と主張しているところ、申立人から提出された日記の記載内容により当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社B工場において継続して勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録によると、昭和24年6月29日から26年4月1日までの期間は当該事業所本社の被保険者となっているところ、本社が厚生年金保険の適用事業所となったのは24年2月1日であり、申立期間①は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、A社B工場（昭和21年10月3日新規適用）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、複数の元同僚の入社時期と厚生年金保険への加入時期について調査した結果、1か月程度の空白期間があることから、A社B工場では、従業員を入社と同時に、厚生年金保険に加入させる取り扱いとはなっていないことが考えられる。

申立期間②について、申立人は、「A社B工場で継続して勤務してい

た。」と主張しているが、申立期間②においてA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、昭和24年6月29日から26年4月1日まで申立人の被保険者資格記録が確認できるA社本社（24年2月1日新規適用）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の新規適用年月日から24年6月29日までに、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、A社C工場（昭和20年9月1日適用）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間②において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社は既に適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の当時の状況について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 1 月 25 日まで

私は、昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 9 月 1 日まで A 社に、同年 9 月 1 日から 63 年 1 月 25 日まで B 社にそれぞれ C（部門）の課長として勤務していた。当時の部下であった同僚が社会保険に加入しているので社会保険料は控除されていたはずであり、厚生年金の記録がないことは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主及び同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「申立期間①において国民健康保険に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人は、申立期間①において国民年金の被保険者であることが確認できる。

また、オンライン記録により、国民年金保険料の納付状況を確認すると昭和 60 年 4 月から申立期間①の一部を含む 62 年 3 月までは保険料の申請免除を受け、同年 7 月 1 日に追納申込みを行い、全免除期間を追納していることが確認できる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、当時の事業主は、「事業所は倒産しており、当時の関係資料は無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」と回答している上、申立期間①において、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により保険料を給与から控除されていたことを示す関

連資料及び周辺事業は見当たらない。

申立期間②についてB社の事業主及び元同僚の証言により、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚は、「申立人が社会保険に加入していたかどうかは分からないが、当時は加入していない人がいたことを覚えている。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

また、当時の事業主は、「申立人は当時課長であったが、社会保険に加入していたかどうか覚えていない。当時の厚生年金保険の担当者も覚えていない。また、社員名簿、給与台帳などの関係諸帳簿は会社が倒産しているため残っていない。」と証言しており、そのほか申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間②において国民健康保険に加入していた。」と供述しているところ、申立期間②は、オンライン記録により、国民年金の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立期間②において、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月及び同年 3 月  
② 昭和 56 年 6 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和 56 年 2 月から常勤で勤務していたが、厚生年金保険の記録が同年 3 月 1 日からになっている。また、継続して 58 年 5 月 1 日まで勤務していたが、56 年 6 月 1 日から 57 年 5 月 1 日までの空白期間があることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間①及び②において、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する複数の元同僚は、「申立人は、一定期間パートタイマーだったと思う。その後に常勤になったような記憶がある。」と回答している。

また、雇用保険の記録により、昭和 57 年 2 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得していることは確認できるが、元同僚は、「一度辞めて、再度パートタイマーで勤務したような気がする。」と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者原票において、申立期間①及び②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 1890

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 10 日から 43 年 8 月 26 日まで  
私は、A社に昭和 42 年 9 月から約 1 年間勤務し、給料から厚生年金保険料を控除されており、厚生年金保険の記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の住所地を管轄する法務局の同事業所に係る閉鎖登記簿謄本から、同事業所は、昭和 42 年 8 月 16 日に設立されたことが確認できる。

しかし、複数の元同僚は、申立人と一緒に勤務したと供述しているものの、申立人が当該事業所に勤務していた期間までの証言を得ることができなかった。

また、B年金事務所は、「A社の新規適用日は昭和 43 年 7 月 1 日であり、それ以前に届出がなされていたかどうかは不明である。」と供述しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年 7 月 1 日以降の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 43 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得している複数の元同僚は、適用前から勤めていたと供述しているところ、適用前の期間は厚生年金保険に加入していない。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 1891

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月29日から33年4月1日まで  
昭和31年5月28日からA社（現在は、B社）で厚生年金保険に加入していたが、同年8月29日に資格喪失したと記録されている。資格喪失したとされている日から33年3月に大学を卒業するまで、昼は同事業所に勤務しながら夜は大学で学んでいた。仕事をしていなければ夜間大学に通うことができなかつたことから勤務していたことは間違いない。厚生年金保険の被保険者記録について調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定（改定）通知書（昭和31年8月1日現在）により、同年8月1日まで当該事業所に在籍していたことは確認できる。

しかし、同標準報酬決定通知書の申立人の備考欄に「31. 8. 29 喪失」の赤字記載及び元同僚1名の備考欄に「31. 8. 25 喪失」の赤字記載があり、申立人は、昭和31年8月29日に、元同僚は、同年8月25日に当該事業所における被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該記載は、同年8月1日現在で在籍する者についての標準報酬月額の設定決定の届出を行った後に申立人及び元同僚1名について当該事業所から被保険者資格喪失届が提出されたことに伴い、社会保険事務所（当時）から標準報酬決定通知書を送付する際に、その旨を明記したものと考えるのが自然である。

また、当該事業所から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿において、昭和31年7月及び同年8月の社会保険料の控除額は確認できるが、同年9月以降については記載がないことから、申立人は当該事業所におい

て同年9月以降の給与を受給していないと認められる。

さらに、事業主は、社会保険事務所に対して申立てどおりの届出は行っていないと回答しているところ、当該事業所の被保険者名簿の備考欄に「証返」の記載がある上、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 49 年 4 月に A 社に正社員として入社し、50 年 2 月 20 日に退社したが、この期間が、厚生年金保険被保険者期間として認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた A 社 B 営業所の責任者が、申立期間は申立人と一緒に勤務していた旨述べていることから、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該責任者は、「私が、申立人を採用したが、会社の経営が苦しい時であったので、パートタイマーとして採用し、厚生年金保険の加入の件は話をしていない。」と供述している。

また、事業主も亡くなっており、当時、従業員でもあった事業主の妻は、当時の総務の担当者は分からない旨述べていることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 6 月 1 日までの期間に厚生年金保険被保険者となった者はおらず、その間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から58年6月1日まで  
私は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者になっていたと思っていたが、被保険者期間となっていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚、元役員の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事務担当者であった元役員は、「社員の厚生年金保険の手続については、関連会社のB社の被保険者として社会保険事務所（当時）に届け出ている」と証言しており、オンライン記録により、上記役員が氏名を挙げた従業員を調査したところ、当該従業員については、B社での厚生年金保険被保険者として確認できたが、申立人の氏名は確認できない。

また、上記役員は、「B社ではA社の従業員に係る厚生年金保険について、何も資料は無い。」と証言しており、当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上記役員は、「従業員の希望で厚生年金保険へ加入させない場合もあった。」と証言している。

加えて、申立人が提出したA社における10月及び5月（年の記載無し。）の給与明細書によると、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、A社は既に廃業しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 2 月 16 日まで  
ねんきん特別便で確認したところ、A社B店に勤務した期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 2 月 16 日までの期間が未加入期間になっていることが判明した。預金通帳により給与が支給されていたことが確認できるので、厚生年金保険加入期間と認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容、申立人から提出された給与振込が確認できる預金通帳及び申立期間当時のA社B店店長の証言により申立人が申立期間において、同社にC（作業）のパートタイマーとして勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の届出については不明である。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の同職種の同僚として複数の氏名を挙げているところ、いずれも姓だけの記憶でありその者を特定することができない上、同じく申立人が事務職員として姓だけを記憶している者は、当該事業所の事業別被保険者名簿から該当者が特定できるものの、既に亡くなっていることから申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、当時、A社B店を統括していた地区本部の総務担当者2名は、「パートタイマーの厚生年金保険の適用は、正社員の4分の3以上の勤務時間、日数の規定はあったが会社としては積極的ではなかった。途中で適用になるのは、社会保険事務所（当時）からの指導や勤務時間が長くなったこと、正社員になった等が考えられるが、会社が厚生年金保険の届出を

していない者から保険料を控除することは考え難い。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月から 33 年 5 月まで  
② 昭和 33 年 6 月から 34 年 8 月まで

私は、昭和 28 年 2 月から 33 年 5 月まで、A 区 B に在った C 事業所に、その後、同年 6 月から 34 年 8 月まで、D 県 E 市の F 線 G 駅の近くに在った H 社 I 工場（J 社が承継会社）に勤務し、それぞれ、厚生年金保険に加入していたはずであり、その間の記録が欠落していることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 区に所在する C 事業所に勤務していた。」と主張しているところ、当該事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、住所地为管轄する法務局の商業登記においても、A 区に所在する「C 事業所」という事業所は確認できない。

また、厚生年金保険の適用事業所名簿に登載されている「C 事業所」を含む商号を有する類似の名称の 3 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無い。

さらに、申立人に当該事業所に係る元事業主及び元同僚についての記憶が無いため、当該事業所の特定及び申立期間①における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が H 社 I 工場において、申立人同様、

臨時社員として勤務していたとして氏名を挙げた元同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載は無い上、所在が不明なため、当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無に係る証言を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所に係る厚生年金保険の加入について、「勤務形態が臨時社員で、勤務期間が短期であったため厚生年金保険に加入していなかったかも知れない。」と供述している。

さらに、J社は、「H社I工場は、平成10年10月31日に閉鎖され、関係資料は何も残っていないため、申立人の厚生年金保険被保険者資格の届出及び厚生年金保険料を納付したか否かについては、調査することができない。」と回答している。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 4 日から 45 年 4 月 4 日まで  
私は、昭和 43 年 4 月 4 日に A 区 B 所在の C 社に入社し、D (職種) として勤務し、その後同年 4 月末には E (資格) を取得して 45 年 8 月 15 日まで勤務していた。その間、厚生年金保険に加入していたはずであるが、43 年 4 月 4 日から 45 年 4 月 4 日までの期間が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録は昭和 43 年 4 月 4 日に資格取得し、45 年 3 月 6 日に資格喪失していることから、申立期間のうち昭和 43 年 4 月 4 日から昭和 45 年 3 月 6 日まで C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人と一緒に面接を受けて採用された元同僚も厚生年金保険の資格取得日は申立人と同じ昭和 45 年 4 月 4 日となっており、採用から 2 年経過後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、資格取得日が申立人と同日であるもう一人の元同僚も昭和 48 年 6 月に 5 年間無事故の表彰を受けていることから当該同僚の入社は 43 年 4 月ごろと推認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、相当期間経過後加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時の申立人の元上司は、「申立人の氏名は記憶しているが勤務期間は特定できない。」と供述しており、当時の経理担当者も亡くなっていることから、申立期間当時の状況は確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 44 年ごろまで  
② 昭和 44 年ごろから 45 年ごろまで  
③ 昭和 45 年ごろから 46 年ごろまで

私は、中学校卒業後の昭和 40 年 4 月に A 事業所に入社し、以降、B 事業所、C 社と勤務してきたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人が勤務していたとする D 区に所在する「A 事業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、申立人は同僚等の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

さらに、D 区 E に所在する「A 事業所」の施設開設等の登録について D 区保健所に問い合わせたところ、事業廃止後 1 年で台帳は廃棄しており、現時点で登録は確認できないと回答している。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「B 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人が勤務してい

たとするF区Gに所在する「B事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所は見当たらない。

また、申立人は同僚等の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

さらに、F区Gに所在する「B事業所」の施設開設等の登録についてF区保健所に問い合わせたところ、昭和50年以前に事業を廃止した施設の台帳は廃棄しており、現在保管されている台帳にも、昭和40年代時点から登録されているB事業所は見当たらないと回答している。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「C社に勤務していた。」と主張しているところ、当該事業所は、「かなり以前からいる従業員が、申立人は昔3年ぐらい勤務していたことがあったと思うと言っている。」と回答していることから、時期は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は昭和61年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、「申立期間は、事業所が厚生年金保険の新規適用前の時期であり、その前に厚生年金保険料を控除していたことは無い。」と文書にて回答している。

さらに、申立人は同僚等の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

このほか、申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 2 月 4 日まで

私は昭和 44 年 9 月から同年 10 月まで A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務していたので、厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

また、私が C 事業所に勤務し始めたのは昭和 44 年 11 月からなので、厚生年金保険に加入したのが 45 年 2 月 5 日になっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、申立人が勤務していたと主張する A 事業所は、昭和 44 年 12 月 1 日に適用事業所になっており、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、事業主は「当時の資料が保存されていない上、当時の状況を知る者から証言が得られないため、詳細については不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、A 事業所の新規適用日（昭和 44 年 12 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者 7 名に申立人の勤務実態について照会を行ったが、申立人の厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「昭和 44 年 11 月 1 日から勤務していた。」と主張しているが、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録

によると、昭和 45 年 2 月 5 日に C 事業所の一括適用元である D 事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、複数の同僚が証言する自身の入社日と当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致していない。

これらのことから判断すると、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いはしていなかったものと推認できる。

また、E 事業所（C 事業所の後継組織）の担当者は、「申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する詳細は不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。